

に要する經費

2 検査の器具、資材其の他會場設備費、雜費等に要する經費

3 榮養補給及療養指導に要する經費

4 其の他検査實施上及保健指導並に保護に要する經費

第四 體力手帳、乳幼児體力検査票等に關する事項

一、新に交付を要する者に對する體力手帳は當省より不日送付するも多少遅延の見込なるを以て豫め含み置かるゝこと。

二、乳幼児體力検査票は地方の實情に依り別紙様式の(一人一回検査に付一枚使用)又は様式の二(二人一回検査迄一枚通用)の何れに依るも可なること。

第五 昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基く乳幼児體力検査施行に關する道府縣令改正に關する事項

一、乳幼児體力検査施行に付國民體力法第六條の二及同施行規則第四十一條の規定に依り制定せらるる道府縣令に付ては客年五月二十五日人發第五九二號を以て之が準則送付しあるも昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基き右準則中改正を要すと認めらるゝ事項左の通なるを以て之が改正方可然措置相成こと

- 1 準則第一條中の被管理者年齢
- 2 同 第二條中の検査時期及回数
- 3 同 第九條中の乳幼児體力検査票様式
- 4 同 第十條中の體力検査結果報告期限
- 5 同 附則第二項

厚生省人口局編の優良多子家庭表彰に關する質疑應答

昭和十八年度の優良多子家庭表彰については昭和十八年四月二十三日付厚生次官通牒並に同日付人口局長通牒を以つて各地方長官宛通告せらるゝところがあつたが、右通牒に附帶し別冊として送付された厚生省人口局編の「優良多子家庭表彰に關する質疑應答」を掲ぐれば以下の如くである。

優良多子家庭表彰に關する質疑應答

(昭和十八年 厚生省人口局)

目次

- 一、優良多子家庭表彰の目的如何
- 二、本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育成にありや
- 三、優良多子家庭の表彰の效果如何
- 四、表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何
- 五、父母を同じくすることを條件としたる理由如何、父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共に生存せざる場合は如何
- 六、滿六歳以上の爲したる理由如何
- 七、嫡出の子女と爲したる理由如何
- 八、十人以上と爲したる根拠如何
- 九、自ら育成したることの條件に付説明を求む
- 一〇、死亡したる者無きことの條件は嚴格に過ぎざるや
- 一一、死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何

如何

一二、子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

一三、天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

一四、天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

一五、職役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と言ふは如何なる場合なりや

一六、父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

一七、父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

一八、子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

一九、該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

二〇、六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

二一、次年度以降は如何にされる考へなりや

問 優良多子家庭表彰の目的如何

答 堅實なる家庭を營み多數の子女を健全に育成することは國の基礎を鞏固にし國本の培養に寄與する以所でありますから是等の家庭を表彰して兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保並に國運の隆昌に資せんとするのであります

問 本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育

成にありや

答 複雑なる現下の世界情勢に於きましては興亞大業の達成は長期に亙ることを覺悟しなければなりません。之が爲には人口の増殖を圖り次代國民の健全なる育成に努力して國力發展の基礎を培ふことが緊要であります。

本表彰の主眼も多數の子女を生むと共に之をよく育てる所にあります。

三

問 優良多子家庭の表彰の効果如何

答 多數の子女を健全に育成した家庭を表彰し其の父母の勞苦を犒ふことに依つて兒童愛護の精神を涵養し欣然國策に協力するの傾向を喚起することが出来ると思ひます。

四

問 表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何

答 出産育児に於ける母親の勞苦は絶大なるものでありますから母親を表彰することは尤もであります。家は國家の單位であり基礎でありますから家族制度を維持する上から家庭を表彰の單位としたのであります。而して堅實なる家庭を營み子女の健全なる育成に努めることは父母共同の責任であります。殊に多數の子女を立派に養育した父母の勞苦獻身は國家として之を感謝し犒ふべきであると考へますので父母を被表彰者としたのであります。

五

問 父母を同じくすることを條件としたる理由如何

父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共

に生存せざる場合は如何

答 本表彰に於ては多くの子供を自ら生み自ら育てることの兩方面を兼具することに重きを置きましたので父母を同じくすることを條件としたのであります。

父母何れか一方が繼父若は繼母の場合は現在父又は母の一人死亡者なるときと同様父母を同じくする満六歳以上の子女十人以上を有すること其の他各項の條件に該當するに於ては其の實父若は實母を以て被表彰者とします。父母共に死亡したる場合は該家庭は被表彰者がありませんので表彰致しません。

六

問 満六歳以上と爲したる理由如何

答 發育上明確な區劃がある譯ではありませんが兒童が満六歳頃になる迄は死亡率も極めて高く此の期間は總死亡の凡そ三分の一を占める状態であります。且此の期間は人間の心身兩面の育成の基礎を爲す大切な時期で兩親の手を煩はすこと最も多大であります。から満六歳を限界として一般兩親に乳幼児時期の養育を全ふせんことを特に強調せんとしたのであります。

七

問 嫡出の子女と爲したる理由如何

答 事實上は勿論法律上も正常なる夫婦親子關係にあるものを以て表彰の對象とするのは當然のことと思ひます。

八

問 十人以上と爲したる根據如何

答 我國は歐米各國に比して兒童の數多く大體一家庭

當り平均三人位と思はれますが一般的常識として多子家庭として表彰すべき子女の人數としては十人以上とするのが妥當と考へます。

九

問 自ら育成したることを條件につき説明を求む

答 満六歳迄の養育を他家に委託するが如きことなく父母の家庭に於て主として父母自ら育成することは極めて重要な意義がありますので之を條件としたのであります。

従つて乳母の附添ふた場合でも父母の家庭に於て養育された場合は條件に該當するものと認めます。

但し養子又は里子の場合は満六歳迄の大部分を實父母自ら之を養育したる場合は之を認めて差支へありません。

右に該當しない養子又は里子のある場合でも之等を除き條件に該當する子女十人以上を自ら育成した家庭は表彰の對象として差支へありません。

一〇

問 死亡したる者無きことの條件は嚴格に過ぎざるや

答 生れた子女の一人をも失ふことなく健全に育成することが父母たる者の責務であり又理想でもありますので多少嚴格の憾はありまして表彰條件の一として此の條件を設けることとしたのであります。

一一

問 死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何

答 死産、流産は此の場合始めから生れなかつたものとして取扱ひます。従つて死亡者の中に入らないことになり、生死不明の場合は生存者として取扱ひべきものと存じますが失踪宣告を受けたる者並に戸籍

法第百十九條及第二十條の規定に依り認定死亡の取扱ひを受けたる場合は勿論死亡者として取扱ふべきであります

一一二

問 子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

答 心身共に健全なりや否やは一般社會通念に依つて判断すべきものと存じます國民優生法に依る優生手術の對象となるが如き者は勿論健全と認めることが出来ません

軽度の不具、短期間又は軽度の疾病等は健全と看做して差支へありません

一一三

問 天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

答 天災地變又は之に準ずる不可抗力に基く場合を指すのであります具體的に個々の場合を漏れなく説明することは出来ませんが例へば關東大震災、關西の風水害、三陸地方の津浪、落雷、船舶の沈没、列車の顛覆、炭坑の落盤等客觀的に見て不可抗力と認められる事由で死亡し又は不具、疾病等になつたことが明かな場合を指して居ります、工場災害等でも自己の過失に出でざること明かなものは避くべからざる事由に該當しますが其の判定は個々の場合社會通念に依り判断するより仕方がありません

一一四

問 天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

答 天災地變等避くべからざる事由に依り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合も勿論表彰の對象といたします

一一五

問 戦役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と云ふは如何なる場合なりや

答 戦死、戦傷病死し又は戦傷戦病のため不具疾病等に罹つた者でありまして軍人軍屬を含むのであります

一一六

問 父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

答 父母及子女何れも性行善良にして世間に非難されるが如きことなく家族和合一致して堅實なる家庭を營むことを指して居ります

一一七

問 父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

答 刑の執行猶豫中の者又は體刑を受けた者等は原則として性行善良なる者とは認められませんが中には刑の執行を終り又は刑の執行の免除を得た後相當期間引續き正業に従事し眞に甦生し何人が見ても性行善良と認められ表彰の對象として差支ない者もあらうかと存じます

罰金又は拘留若は科料等に處せられたる者は惡質のものでない限り表彰の對象として差支へありません

一一八

問 子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

答 少年教護院等の入院者は退院後實直なる生活に入りたる者は之を性行善良なる者と認めます

一一九

問 該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

答 現住地市町村に於て該當家庭に就き之を調査するのであります

一二〇

問 六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

答 五月末日現在の調査に於て條件に該當しないものは其の後條件に該當するに至つた場合にも表彰致しません

六月一日以後の失格は其の都度地方長官より厚生大臣宛報告されることになつてゐますから表彰期日迄に報告あつたものに對しては之に依つて表彰しないことになります

一二一

問 次年度以降は如何にされる考へなりや

答 豫算等の關係もありますから未だ確定したものではありませんが次年度以降に於ても新に表彰條件に該當するに至る家庭に對し之を繼續表彰致し度いと考へて居ります

昭和十八年産米の政府買入價格の引

上げ並に補給金交付制度の決定

決戦年度に於ける食糧の國內自給を主眼として昭和十八年度に於ける米穀増産を圖るため、昭和十八年四